

## 消費生活相談

不審に  
思ったら  
すぐ相談を



マイナンバー制度を  
かたる電話に注意！

「神奈川県警を名乗る男性から『あなたの個人情報とマイナンバーが漏れています』と電話があった。不審に思ったので話を聞かずに電話を切ったが、問題のある電話だと思つたので情報提供したい」という相談が

ありました。

12桁のマイナンバー（正式呼称「社会保障・税番号」）は、10月に番号法（マイナンバー法）が施行され、市町村から番号を記載した通知カードが簡易書留で送られます。利用範囲は、社会保障・税・災害対策の三つの行政分野に限られ、自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用できません。市では、鎌倉市マイナンバー専用コールセンター（☎61局2300）で問い合わせに応じています。全国的には、悪質な業者が、電話・メール・郵便物・家庭訪問などの手段を用い、マイナンバー制度を口

実にして、不正な勧誘や個人情報取得しようとしたという相談が行政機関などに多数寄せられており、今後も増えると予想されます。「マイナンバーを貸してほしい」と言われたら、それは詐欺です。

不審な電話だと思ったら、相手と会話をせずに「失礼します」と落ち着いて伝え、迷わず電話を切りましょう。日頃から対応を決めていると、あわてずに済みます。不審な場合は、消費生活センターにご相談ください。

### 【問い合わせ】

消費生活センター…☎24局  
0077